

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定

九州綜合サービス株式会社（以下「甲」という。）と過半数代表者 小川 真由美（以下、「乙」という。）は、労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

第 1 条 本協定は、派遣先で【看護助手・医療介護事務員・ビル清掃員・飲食物調理従事者】の業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。

2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い、所得の不安定を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。

3 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情が無い限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

第 2 条 対象従業員の賃金は、基本給（退職金相当額含む）、賞与、時間外労働手当、休日労働手当、夜勤手当、通勤手当とする。

（賃金の決定方法）

第 3 条 対象従業員の基本給の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 1 の「3」のとおりとする。

（一）比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和 7 年 8 月 25 日職発 0825 第 1 号「令和 8 年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 30 条の 4 第 1 項第 2 号イに定める「別添 2 職業安定業務統計の求人賃金」の【看護助手・医療事務員・ビル・建物清掃員・給食調理人】とする。

（二）通勤手当については、基本給と分離し賃金規定に定める実費額とし、第 6 条のとおりとする。

（三）地域調整については、就業地が熊本県内に限られることから、通達に定める「地域指数」の「熊本」を用いるものとする。

（四）退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第 3 の 4 に定める合算により比較する方法とし、その額を別表 1 の「2」に定める額に 5% を乗じた額（1 円未満の端数切り上げ）とする。

第 4 条 対象従業員の基本給は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 2 のとおりとする。

（1）別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること

（2）別表 2 の各等級の職務と別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること

A ランク： 3 年

B ランク： 1 年

C ランク： 0 年

2 甲は、第7条の規定による対象従業員の勤務評価の結果同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するものとする。ただしその能力に応じた派遣就業の機会を提供できない場合は、同勤務評価の結果に応じて1～3%の範囲で、基本給の増額又は別途手当を支給するものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、休日手当、夜勤手当は賃金規定に従って支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。ただし、交通機関等を利用しなければ通勤することが困難である従業員以外の従業員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満であるものを除く。

(1) 実費に相当する額の算出方法は通勤距離(往復)に1ヶ月の所定勤務日数を乗じ、さらに10で除した数値に燃料相場(毎年4月に見直す)を乗じた額と賃金規定に定められた額を比較し高い額を通勤手当とする。

(2) 通勤手当の上限額は月額13,000円(時給換算額75円)とする。

第7条 基本給の決定は、半期ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は対象従業員の職務の内容、成果、意欲、能力又は経験等を総合的に公正に評価することとする。また賃金規定第14条に準じ、その評価に基づき賞与額を決定する。

(賃金以外の待遇)

第8条 教育訓練(次条に定めるものを除く。)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とし、社員就業規則第113条の規定を準用する。

(教育訓練)

第9条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

(その他)

第10条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とする。

令和8年4月 / 日

甲 代表取締役 尾池 千佳子

乙 従業員代表

小川 真由美

別表1

同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額

(基本給及び賞与の関係)

看護助手			根拠: 別添2職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額(時給換算)						
			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	看護助手		1,057	1,180	1,263	1,294	1,385	1,480	1,840
2	地域調整 ※2	(熊本) 89.9	1,034	1,061	1,136	1,164	1,246	1,331	1,655
3	退職金5%上乗せ後		1,086	1,115	1,193	1,223	1,309	1,398	1,738

医療事務員			根拠: 別添2職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額(時給換算)						
			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	医療事務員		1,071	1,219	1,304	1,337	1,431	1,528	1,900
2	地域調整 ※2	(熊本) 89.9	1,034	1,096	1,173	1,202	1,287	1,374	1,709
3	退職金5%上乗せ後		1,086	1,151	1,232	1,263	1,352	1,443	1,795

ビル・建物清掃員			根拠: 別添2職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額(時給換算)						
			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	ビル・建物 清掃員		1,138	1,295	1,386	1,420	1,520	1,624	2,019
2	地域調整 ※2	(熊本) 89.9	1,034	1,165	1,247	1,277	1,367	1,460	1,816
3	退職金5%上乗せ後		1,086	1,224	1,310	1,341	1,436	1,533	1,907

調理人			根拠: 別添2職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額(時給換算)						
			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	学校給食 調理員		1,155	1,314	1,407	1,441	1,543	1,648	2,049
2	地域調整 ※2	(熊本) 89.9	1,039	1,182	1,265	1,296	1,388	1,482	1,843
3	退職金5%上乗せ後		1,091	1,242	1,329	1,361	1,458	1,557	1,936

別表2

対象従業員の基本給及び賞与の額

看護助手						≧	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
等級	職務の内容	基本給額 (時間額)	職務手当 (時間額)	賞与額 (時間額)	合計額 (時間額)			
Aランク	マルチ看護助手(各病棟に対応できるもの)		0	0	0		1,164	3年
Bランク	病棟看護助手(完全週休2日とするもの)	1,200	0	0	1,200		1,161	1年
Cランク	外来看護助手(週休2日と別に年末年始、祝日を休日とするもの)	1,050	0	0	1,050		1,034	0年
医療事務員						≧	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
等級	職務の内容	基本給額 (時間額)	職務手当 (時間額)	賞与額 (時間額)	合計額 (時間額)			
Aランク	上級事務補助(レセプト業務を含む)		0	0	0		1,202	3年
Bランク	中級事務補助(受付や会計まで含む)		0	0	0		1,096	1年
Cランク	事務補助(書類の整理、電話対応等)	1,034	0	0	1,034		1,034	0年
ビル清掃員						≧	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
等級	職務の内容	基本給額 (時間額)	職務手当 (時間額)	賞与額 (時間額)	合計額 (時間額)			
Aランク	上級ビル清掃員(医療施設等の精密且つより高度な知識・技術を要する諸室の清掃)		0	0	0		1,277	3年
Bランク	中級ビル清掃員(屋外の外構や窓ガラス、外壁の清掃を含む)		0	0	0		1,165	1年
Cランク	初級ビル清掃員(オフィスの清掃、ゴミ回収、トイレ清掃)	1,034	0	0	1,034		1,034	0年
飲食物調理従事者						≧	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
等級	職務の内容	基本給額 (時間額)	職務手当 (時間額)	賞与額 (時間額)	合計額 (時間額)			
Aランク	上級飲食物調理従事者		0	0	0		1,296	3年
Bランク	中級飲食物調理従事者		0	0	0		1,182	1年
Cランク	初級飲食物調理従事者	1,034	0	0	1,034		1,034	0年